

岡山県南広域都市計画地区計画及び鴨方都市計画地区計画の変更（2／3）（浅口市決定）

岡山県南広域都市計画浅口工業団地（A地区）地区計画を浅口広域都市計画浅口工業団地（A地区）地区計画に名称を改め、次のように変更する。

	名 称	浅口工業団地（A地区）地区計画
	位 置	浅口市金光町佐方地内
	面 積	約5.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>国道2号玉島笠岡道路の浅口金光ICの南側に位置する交通利便性に恵まれた立地条件を備えた当地区においては、浅口市の産業拠点の創出を目標としている。</p> <p>周辺の豊かな自然環境や居住環境及び営農環境と調和を保ちながら、健全な工業地区を形成させるために、地区計画を定め、工業団地としての機能増進と周辺地域の環境保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境に配慮した緑豊かな利便性の高い工業地の形成を図るため、地区内の土地利用に関する方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ものづくり先端技術産業、非公害型産業等の製造業が立地した緑豊かな利便性の高い工業地の形成を図る。 林帯及び法面等は、良好な地区環境を確保するため、これを維持、保全する。 公園及び緑地は、周辺の林帯との連続的な緑を形成するよう配置し、潤いのある地区環境を形成する。
	地区施設の整備の方針	<p>良好な工業地の形成を図るため、区画道路及び公園緑地を適切に配置する。また、整備された道路と公園緑地においては、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>工業地としての機能の維持、増進及び周辺の住宅環境及び農業環境との調和を図るため、建築物等については、以下の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物の用途の制限 容積率の最高限度及び建蔽率の最高限度 建築物の敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 建築物等の形態または意匠の制限 かき又はさくの構造の制限

地区整備計画	地区施設 の配 置 及 び 規 模	道路	幅員：9 m	延長：約250 m	
		緑地広場	面積：約1,800 m ²		
	建築物等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の 制限	準工業地域内に建築できる工場及び工場関連事務所以外は建築してはならない。		
		容積率の最高限 度、建蔽率の最 高限度	建築物の容積率の最高限度：200% 建築物の建蔽率の最高限度：60%		
		建築物の敷地面 積の最低限度	1,000 m ²		
		壁面の位置の制 限	建築物の壁又はこれに代わる柱は、道路境界線から3 m以上後退させるものとする。		
		建築物等の形態 又は意匠の制限	1. 建築物等の外観は、地区全体の美観を損なわないよう周辺の景観と調和した落ち着いた色彩及び意匠としなければならない。 2. 広告・看板類は周辺環境に配慮しつつ建築物と一体的なデザインとする。		
かき又はさくの 構造の制限	生垣又は透視可能なフェンスと植栽を組み合わせたものとする。				
土地利用の制限に 関する事項	計画図に表示する保全緑地・法面は良好な環境を確保するために維持保全することとし、工作物の築造又は建築物の建築をしてはならない。 ただし、公共の用に供するもの又は維持管理上やむを得ないと認められるものの築造又は建築についてはこの限りではない。				
備 考					

理由

鴨方都市計画区域に浅口市金光地域を編入し、新たに浅口広域都市計画区域として整備、開発及び保全を図ることに伴い、都市計画地区計画の名称を変更する。